



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

126	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 1
127	〃	(〃)..... 2
128	〃	(〃)..... 2
129	指定自立支援医療機関の変更	(〃)..... 2
130	救急病院の認定	(医務課)..... 2
131	県営畑地帯総合整備事業みなべ地区の土地改良事業計画の変更	(農業農村整備課)..... 3
132	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 3
133	〃	(〃)..... 4
134	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)..... 4
135	公共測量の実施	(〃)..... 4
136	道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
137	道路の供用開始	(〃)..... 5
138	道路の区域変更	(〃)..... 5
139	道路の供用開始	(〃)..... 6
140	道路の区域変更	(〃)..... 6
141	道路の供用開始	(〃)..... 6
142	道路の区域変更	(〃)..... 7
143	道路の供用開始	(〃)..... 7
144	道路の区域変更	(〃)..... 7
145	道路の供用開始	(〃)..... 8
146	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 8
147	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 9
148	文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部)..... 9
149	警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(〃)..... 11

○ 公告

入札公告	(総務事務集中課)..... 13
------	-------------------

告 示

和歌山県告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
きのくに薬局	和歌山市藤田15番1	瀧一洋	平成 28.2.1

和歌山県告示第127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
三ツ星薬局御坊店	御坊市菌512-6	中田隼嗣	平成 28.2.1

和歌山県告示第128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ウエルシア薬局岩出中黒店	岩出市中黒546番地	南順子	平成 28.2.1

和歌山県告示第129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
ファーコス薬局 たくみ	和歌山市匠町25 ポポ ロビル1F	薬局名称	ファーコスたくみ薬局	ファーコス薬局たくみ	平成 27.12.1

和歌山県告示第130号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 有田市立病院

- 2 所在地 有田市宮崎町6番地
- 3 有効期限 平成31年2月6日

和歌山県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業みなべ地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業みなべ地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年2月22日から同年3月18日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及びみなべ町産業課

和歌山県告示第132号

平成27年和歌山県告示第1405号（以下「告示第1405号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を高野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

尾西由希雄

今城綱一

今城久子

今城近子

靄谷長左エ門

有限会社都商事

本山美地

木村好秀

野田庚一郎

中谷弘

河野信雪

タキイ商事株式会社

津山見治

阪本義美

田中藤四郎

秦平吉

矢野良貞

天塩川木材工業株式会社

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1405号のとおり

和歌山県告示第133号

平成27年和歌山県告示第1443号（以下「告示第1443号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

森川浩己

前芝長子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1443号のとおり

和歌山県告示第134号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 処分をする年月日 平成28年2月22日

2 処分を受ける者

(1) 商号 株式会社日邦建設

(2) 代表者氏名 西山幸次郎

(3) 主たる営業所の所在地 御坊市塩屋町北塩屋1401番地1

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般・特-26）第10952号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

平成28年2月22日から同月24日までの3日間

6 処分の原因となった事実

株式会社日邦建設及び同社代表取締役は、同社と協力関係にある株式会社中村建設の従業員と共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成27年4月22日午前10時頃から同日午後2時頃までの間、御坊市塩屋町北塩屋1903番地1所在の同社資材置場において、廃棄物である木くず約700キログラムを焼却した。その結果、御坊簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により同社が罰金100万円、同社代表取締役が罰金50万円の略式命令を受け、当該命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第135号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年2月19日

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成28年2月4日から同年3月18日まで
- 3 作業地域 貴志川(和歌山県海草郡紀美野町野中外地内)

和歌山県告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町鎌滝字恩徳443番6地先から同町赤木字井原下2番1地先まで	旧	7.93 } 16.69	146.33	
同上	新	10.32 } 19.03	146.33	

和歌山県告示第137号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町鎌滝字恩徳443番6地先から同町赤木字井原下2番1地先まで

供用開始の期日 平成28年2月19日

和歌山県告示第138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉佐野岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来字洞尾1628番2地先 から同市根来字洞尾1659番1地 先まで	旧	31.10 } 53.67	378.10	
同上	新	20.70 } 45.83	378.10	

和歌山県告示第139号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市根来字洞尾1628番2地先から同市根来字洞尾1659番1地先まで

供用開始の期日 平成28年2月19日

和歌山県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字尾ノ上938 番地先から同市下津町大窪字尾 ノ上926番2地先まで	旧	3.60 } 4.56	22.00	
同上	新	4.56 } 6.90	22.00	

和歌山県告示第141号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字尾ノ上938番地先から同市下津町大窪字尾ノ上926番2地先まで

供用開始の期日 平成28年2月19日

和歌山県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市菖蒲谷字霜臺947番2地先から同市菖蒲谷字霜臺947番8地先まで	旧	8.65 } 11.89	66.40	
同上	新	10.79 } 12.56	66.40	

和歌山県告示第143号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 山田御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市菖蒲谷字霜臺947番2地先から同市菖蒲谷字霜臺947番8地先まで

供用開始の期日 平成28年2月19日

和歌山県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍神中辺路線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町水上字虎ヶ峯46 5番3地内	旧	21.50 ） 50.50	83.30	
同上	新	21.50 ） 75.90	83.30	

和歌山県告示第145号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 龍神中辺路線

供用開始の区間 田辺市中辺路町水上字虎ヶ峯465番3地内

供用開始の期日 平成28年2月19日

和歌山県告示第146号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

左支溪（3-341-1-004）、紀ノ川（3-341-3-013-1）、紀ノ川（3-341-3-013-2）、穴伏川右支溪（3-341-1-002）、芋の谷川（3-341-2-009）、穴伏川右支溪（3-341-3-010）、堂川（3-341-3-011）、穴伏川左支溪（3-341-3-012）、滝1（Ⅰ-3078）、滝2（Ⅱ-417）、滝東滝1（Ⅱ-418）、滝東滝2（Ⅱ-419）、滝東滝3（Ⅱ-420）、滝東滝4（Ⅱ-421）、滝東滝5（Ⅱ-422）、滝3（Ⅱ-423）、滝4（Ⅱ-424）、滝東滝6（Ⅱ-425）、滝東滝7（Ⅱ-426）、滝東滝8（Ⅱ-427）、滝東滝9（Ⅱ-428）、滝東滝10（Ⅱ-429）、滝東滝11（Ⅱ-430）、滝東滝12（Ⅱ-431）、滝東滝13（Ⅱ-432）、滝西滝1（Ⅱ-433）、滝西滝2（Ⅱ-434）、滝西滝3（Ⅱ-435）、滝5（Ⅱ-452）、東谷10（Ⅲ-116）、滝6（Ⅲ-118）、滝7（Ⅲ-120）、滝8（Ⅲ-121）、滝9（Ⅲ-122）、滝10（Ⅲ-124）、滝東滝14（Ⅲ-136）、東谷9（Ⅲ-115）、東谷神野3（Ⅲ-128）、東谷大久保3（Ⅲ-129）、東谷中畑4（Ⅲ-130）、東谷中畑6（Ⅲ-132）、東谷中畑7（Ⅲ-133）、東谷神野2（Ⅱ-390）、東谷2（Ⅱ-394）、東谷3（Ⅱ-395）、東谷4（Ⅱ-396）、東谷5（Ⅱ-397）、東谷6（Ⅱ-398）、東谷7（Ⅱ-399）、東谷中畑2（Ⅱ-400）、東谷中畑3（Ⅱ-401）、東

谷堀越1(Ⅱ-402)、東谷8(Ⅱ-404)、東谷神野1(I-3073)、東谷中畑1(I-3075)、滝西滝4(Ⅱ-436)、滝西滝5(Ⅱ-437)、滝西滝6(Ⅱ-438)、滝西滝7(Ⅱ-439)、広口14(Ⅱ-453)、広口22(Ⅲ-111)、広口23(Ⅲ-112)、広口26(Ⅲ-125)、広口27(Ⅲ-126)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

中畑谷川(3-341-1-003)、井谷川(3-341-2-008)、西峰(139)、東滝(140)、東谷(244)、滝(248)、新体(249)、東谷大久保2(Ⅱ-391)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第147号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3315	紀の川市打田字城ノ本24番1の一部、24番2の一部、24番5の一部、24番6の一部、25番1の一部、25番2の一部、26番の一部、里道水路	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28.2.8	6.00	79.58
				5.10	17.96

和歌山県告示第148号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 調達役務の名称

文書等てい送業務民間委託業務

(2) 調達役務の内容等

文書等てい送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年2月19日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- (9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。
- (10) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。
- (11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。
- (12) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款

ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 使用印鑑届

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

キ 運転員等勤務計画予定表

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の(8)から(10)まで及び(12)に掲げる資格を証する書面

サ 2の(11)に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) (1)のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年2月19日（金）から同年3月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある場合は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成28年2月19日（金）から同年3月8日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成28年2月26日（金）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年2月19日（金）から同年3月14日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成28年3月18日（金）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年3月23日（水）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成28年3月25日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第149号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度
平成28年度
- (2) 調達役務の名称
警備員指導教育責任者講習業務
- (3) 調達役務の内容等
警備員指導教育責任者講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間
平成28年4月1日（金）から同年11月30日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成28年2月19日（金）現在において次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - コ 2の（8）の条件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該条件を満たすことを証する書面

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年2月19日（金）から同年3月2日（水）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成28年2月19日（金）から同年3月3日（木）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時
平成28年2月26日（金）午後4時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成28年2月19日（金）から同年3月9日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
生活安全企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-433-7656
- 7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により平成28年3月15日（火）までに通知するものとする。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成28年3月17日（木）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成28年3月24日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成28年度 調達案件番号20150025620号
- (2) 調達案件名
和歌山県広報紙「県民の友」印刷
- (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県広報紙「県民の友」印刷 1式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
入札説明書による。
- (6) 納入場所
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
平成28年2月19日（金）から同年3月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の（1）に同じ。
- (2) 期間
3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
- イ 入札日時
平成28年3月18日（金）午前11時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年3月17日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成28年3月17日（木）午前9時から同月18日（金）午前10時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第3位の端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場
所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌
山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調
達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 18 March 2016

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288